

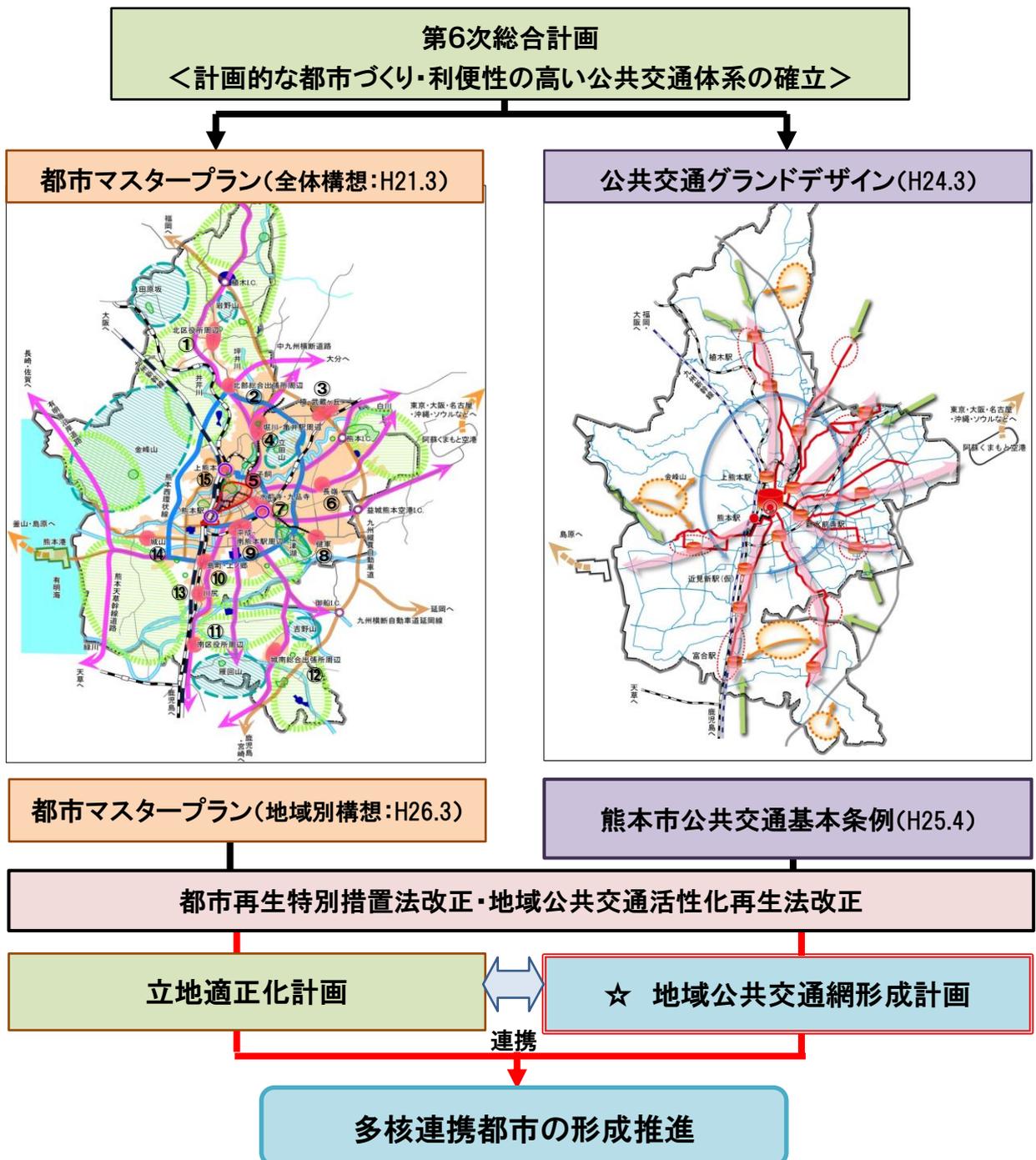
1. 地域公共交通網形成計画策定の趣旨

国による「まちづくり」と「公共交通」を一体的に進め、コンパクトな都市構造への転換を進めるための関連法の改正が行われたことから、都市再生特別措置法改正による立地適正化計画の策定と併せて、地域公共交通活性化再生法改正に伴う「地域公共交通網形成計画」の策定を行うもの。

2. 地域公共交通網形成計画の概要

(1) 形成計画の位置付け

本市の将来のまちづくりを見据えた、持続可能な公共交通ネットワークの再構築・形成に関する交通政策のマスタープランとして策定



(2) 形成計画の策定予定時期

平成27年度末

※同じく平成27年度末に策定予定の立地適正化計画と一体的に策定

(3) 形成計画の主な記載事項

①基本方針

- ・まちづくりなど地域戦略との一体性確保
- ・地域全体を見渡した総合的な公共交通網の形成
- ・地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
- ・住民の協力を含む関係者の連携 等

②計画区域・目標 ※計画区域は熊本市域

③事業・実施主体・実施時期

④達成状況評価・計画期間 等

(4) 今後の策定に向けたスケジュール予定

<平成26年度>

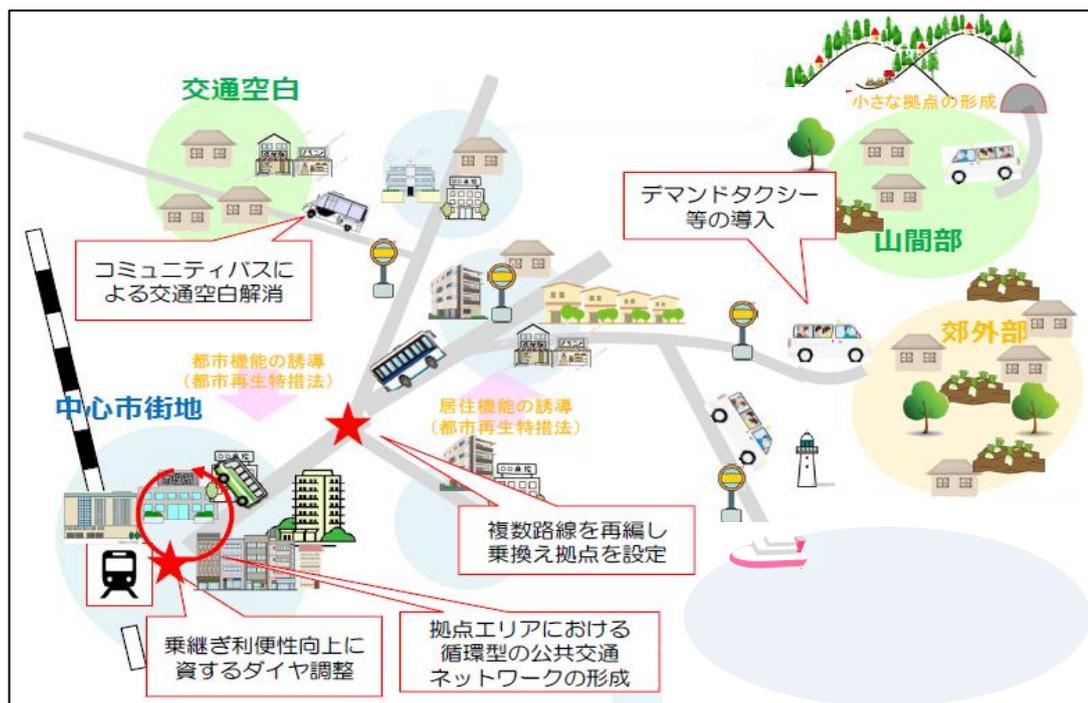
- ・形成計画策定に向けた施策検討・計画案の作成着手

<平成27年度>

- ・法定協議会の設置（熊本市公共交通協議会をベースに設置）
- ・形成計画案の作成、パブリックコメント等の実施
- ・形成計画策定

<参考>地域公共交通網形成計画の策定イメージ(活用事業イメージ)

本市がこれまでも取り組んできた基幹公共交通軸の機能強化やバス路線網の再編、公共交通空白地域等の事業等を地域公共交通再編事業として形成計画に記載予定



※国交省作成資料を一部編集

3. 地域公共交通網形成計画の計画区域について

(1) 計画区域に関する考え方

- ・現在、平成24年度に実施したパーソントリップ調査結果をベースに、熊本都市圏都市交通マスタープランの策定作業を進めているところであり、当該マスタープランによって20年後の熊本都市圏の公共交通体系が近隣市町村との合意のもとに明確になる。
- ・当該マスタープランとの整合を図ることで広域的な担保が得られるという考え方を基に、形成計画の計画区域を熊本市域とする。
- ・なお、近隣市町村との政策連携については、個別事業ごとに、例えば都市圏協議会等を活用して協議・調整していくことを想定。**※区域の考え方については国交省へ確認中**

〔区域の設定に関する考え方※〕

- ・当該地域の住民の通勤、通学、買物、通院といった日常生活に関して形成される交通圏を基本とすることとし、個別・局所的にならないよう留意。
- ・区域の検討に当たり、交通圏の範囲が複数の市町村にまたがる場合は、関係市町村や都道府県が連携して取り組む。

※「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」より

4. 地域公共交通網形成計画の対象とする公共交通機関について

(1) 対象とする公共交通機関に関する考え方

- ・公共交通の広域性を踏まえた上で、熊本市と近隣市町村を含むエリア内の移動を主に担う以下の公共交通機関を形成計画の対象とする。

【路線バス】

- ・九州産交バス、産交バス ・熊本電鉄バス ・熊本バス ・熊本都市バス

【タクシー】

- ・タクシー

【軌道】

- ・熊本市交通局（市電）

【鉄道】

- ・JR九州（鹿児島本線、豊肥本線） ・熊本電鉄

5. 法定協議会の設置について

(1) 法定協議会設置に関する考え方

- ・形成計画の作成および実施に関し必要な協議を行うため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項に基づき協議会を設置する。
- ・当該協議会については、現在の「熊本市公共交通協議会」の委員構成が法第6条第2項に基づく要件を満たしており、かつ、これまで「熊本市公共交通協議会」にて条例及び公共交通グランドデザインに基づく公共交通施策について協議を重ねてきた背景から、「熊本市公共交通協議会」を法定協議会として位置づける。